

令和8年 8月 5日

魚類養殖関係漁業協同組合 御 中

香川県魚類養殖業赤潮対策本部
(公 印 省 略)

赤潮注意報 第3号

令和8年8月4日に実施されたプランクトン調査結果において、下記海域の複数地点でシャットネラ属の細胞数が赤潮注意報発令基準に達したため、赤潮注意報を発令することを決定しました。

関係漁協においては、今後シャットネラ等の有害プランクトンが増加する可能性があることから、関係漁業へ適正な養殖管理に努められるよう周知の方よりしくをお願いします。

記

項 目	摘 要
種 類	シャットネラ属
状 況	・ 8月4日のプランクトン調査において、燧灘の複数調査点で、シャットネラ属が1細胞/mL以上検出された。 (複数調査点で1細胞/mL以上となる)
注意報範囲	・ 高松市大槌島と小槌島を結んだ見通し延長線以西の香川県海域 (別添の注意報発令海域の区分を参照)
備 考	・ 赤潮注意報、警報の発令基準及びその対応：別表の通り

注意報第3号 シャットネラ

